

第8章 保存・活用の推進体制

1 文化財保護主管課と関連する市の組織

本市の文化財保護行政については、教育委員会事務局社会教育課が主管課となっています。
また、関係各課と連携しつつ業務を行っています。

(1)教育委員会事務局社会教育課

本市の文化財保護行政全般を担当しており、文化財を担当している係は、文化財係と岡崎城跡係の2係です。文化財係は、史跡、埋蔵文化財以外の文化財を担当し、岡崎城跡係は、岡崎城跡を始めとした史跡、埋蔵文化財を担当しています。文化財係では、国登録有形文化財に登録されている「旧本多忠次邸」を管理しているほか、「六ツ美歴史民俗資料室」や「藤川宿資料館」等の施設を管理しています。岡崎城跡係では、発掘調査等で発掘された遺物の整理を行う施設として「埋蔵文化財整理事務所」を管理しています。

文化財を取り巻く社会情勢が大きく変化し、文化財担当職員には高い専門性が求められるようになっていますが、本市では、専門職員の採用・配置がなされておらず、一般事務職員として採用された職員が文化財を担当しているのが現状です。本市の文化財行政が十分な機能を果たせるようにしていくためにも、専門職員の採用・育成と担当職員の資質向上を図っていく必要があります。

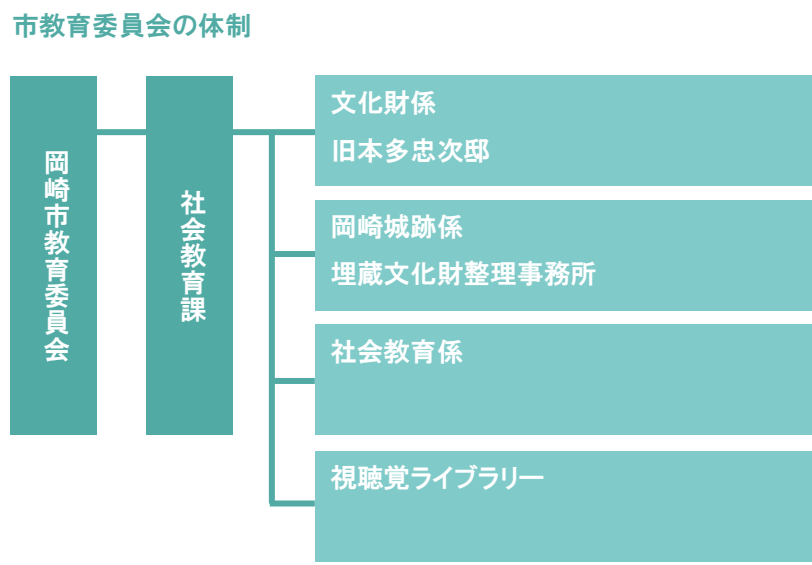


図 8 - 1 市教育委員会の体制図

(2)関係する市の組織

- ア 総合政策部企画課
 イ 社会文化部文化振興課
 ウ 社会文化部中央図書館
 エ 社会文化部美術博物館
 オ 環境部環境政策課

カ 経済振興部商工労政課
 キ 経済振興部観光推進課
 ク 都市政策部まちづくりデザイン課
 ケ 都市基盤部公園緑地課
 コ 消防本部予防課

(3)関係する市の施設

施設名	所管	施設名	所管
美術博物館	美術博物館	藤川宿資料館	社会教育課
岡崎城・三河武士のやかた 家康館	文化振興課	旧額田郡公会堂及物産陳列所	社会教育課
埋蔵文化財整理事務所	社会教育課	旧愛知県第二尋常中学校講堂	社会教育課
旧本多忠次邸	社会教育課	視聴覚ライブラリー	社会教育課
六ツ美歴史民俗資料室	社会教育課	ホテル学校	環境政策課

2 文化財保護に関する機関等

本市には、条例に基づいて設置された岡崎市文化財保護審議会、岡崎城跡整備委員会及び愛知県によって委嘱された文化財保護指導委員の制度があります。

(1)岡崎市文化財保護審議会

岡崎市文化財保護条例第3条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として設置されています。文化財の保存・活用に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議を行い、これらの事項を建議することとされており、各分野の専門家12名の委員を委嘱しています。

(2)岡崎城跡整備委員会

岡崎市附属機関設置条例第2条第2項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として設置されています。岡崎城跡の保存、効果的な整備及び活用その他岡崎城に関する施策について指導・助言する委員会で、5名の委員を委嘱しています。

(3)愛知県文化財保護指導委員

文化財保護法第191条の規定に基づき設置された制度で、愛知県により委嘱された委員です。本市を担当する委員は3名で、国・県指定文化財の巡視、所有者等に文化財の保護に係る指導、助言、地域住民への文化財保護思想の普及活動等を行っています。

3 関連団体

文化財の保存・活用については、関連する様々な団体との連携が必要となります。市が直接運営している団体のほか、民間の NPO 等、様々な形態がありますが、いずれも行政にない特長があり、協働していくことで大きな成果が期待できます。

(1)市が直接運営している団体

本市では、文化財の保存・活用をより一層推進していくため、文化財施設のボランティアガイドや運営を行う「サポーター制度」を導入しています。現在、「六ツ美歴史民俗資料室」に〈悠紀の里サポーターの会〉が、「旧本多忠次邸」に〈旧本多忠次邸サポーターの会〉が設置され、意欲ある市民が集まり、文化財の普及啓発に貢献しています。

(2)民間の団体

特定非営利活動法人滝山寺地区文化財を修復・整備する会

滝山寺地区内の貴重な文化財に対して修復及び整備に関する事業を行い、滝山寺地区内の文化財に係る問題の改善や解決を図り、修復・整備、保護・維持管理体制の向上と参拝者・見学者・地域住民の学術・文化・芸術・教育環境の増進、観光振興、地域活性化に寄与することを目的として、地元経済界が中心となり設立された NPO 法人です。修復のための寄付金を募るなど保護活動や、原材料確保の取り組みとして漆の栽培などを行っています。

一般社団法人まちづくりマイスター

平成 28 年(2016)から 30 年(2018)にかけての歴史的建造物調査従事者及び平成 29 年(2017)から 30 年(2018)にかけての岡崎歴史的建造物マイスター養成講座修了者を中心に設立された団体です。スキルアップ講座の実施や歴史的建造物の調査、歴史的建造物の保存・活用に向けた相談支援などを活動として実施予定であり、岡崎に残る伝統的な職人の技を次世代に継承して地域活性化に結び付けることと、伝統的な建築技能及び知識を持つ人材を育成し、歴史的建造物の保存・活用やまちづくりの支援を行うことを目的としています。

岡崎商工会議所

会員事業所や地域経済の発展を目的とした幅広い事業活動を実施しています。とりわけ、まちづくり事業では岡崎固有の優れた地域資源である「徳川家康公」や「三河武士」の顕彰事業として、「家康公検定」を実施するとともに、平成 30 年(2018)4 月からは毎月発行する会報の表紙において「文化財を語る」をテーマに、市内にある貴重な神社、仏閣、史跡などの岡崎市の文化財を紹介し、本市の知名度向上、魅力発信、地域への愛着と誇りの醸成を図っています。また、脈々と続く匠の技の伝承と、その技を活かした新たなものづくりを推進すべく、伝統産業を中心とした職人集団「おかざぎ匠の会」への活動支援にも取り組んでいます。

一般社団法人岡崎市観光協会

長年にわたり、桜まつり、花火大会などのイベントを行ってきましたが、平成30年（2018）2月の一般社団法人化を契機に、新たにスポーツを活用した観光や歴史文化資産を活用した通年型観光誘客活動に取り組んでいます。誘客促進にあたっては、会員相互のみならず、他の組織や諸団体との連携が欠かせません。観光協会は、岡崎市の観光を相互的にプロデュースできる法人として「観光産業都市おかざき」の中心となり、これまで目を向けられていなかった歴史文化資産などを観光資源として活用し、その磨きなおしやおもてなし体制の充実強化を推進することで、市内産業と経済の発展に寄与します。

特定非営利活動法人 岡崎まち育てセンター・りた

市民、市民団体及び企業が行う社会貢献活動を促進し、市民・企業・行政が相互に参加や協力する「まち育て」を支援することで、岡崎市の協働型社会作りの促進を目的としています。3つの主要テーマ「人と社会資源をつなぐ」「まちづくりの担い手を育てる」「まちの魅力を共に創る（対話の場をつくる）」に沿って事業を展開しており、地域活動の担い手の掘り起こしや、地域の魅力向上を目指しています。

旧東海道沿いの藤川地区、本宿地区の景観まちづくり支援、松應寺横丁における歴史文化資産を活かした地域活性化、地域交流センターや市民活動センターにおける公益活動・地域活動の支援を通じた地域資源の活用などに取り組んでいます。

4 関連機関・団体等との連携と体制づくり

(1) 美術博物館等との連携

これまでも本市の歴史文化資産調査の実施に際しては、専門性の高い美術博物館の学芸員と合同で実施してきました。今後、さらに調査体制を充実させていくためには、今以上に連携を深めていくことが必要であり、調査を合同で実施していくほか、研修や情報共有についても検討をしていく必要があります。

(2) 学校教育・社会教育との連携

地域住民が歴史文化資産に親しむ機会の拡大を図るため、本市では、文化財教室を実施してきました。また、子どもたちへの学習機会を提供する目的で、夏休み期間中に「親子文化財教室」を実施し、好評を博してきました。新型コロナウイルスの影響も勘案しつつ、今後も地域住民が歴史文化資産に親しむ機会を創出していく必要があります。

学校教育との連携については、岡崎の歴史文化を学ぶための副読本「おかざき」を作成し、小中学生が郷土学習をする際に役立てています。

(3) NPO 法人・民間団体等との連携

歴史文化資産の保存・活用について、法人や NPO 法人や民間団体等が行う活動の支援を積極的に実施し、公民連携体制を強化します。それぞれの主体がそれぞれの得意分野を活かした取り組みを展開し、歴史文化資産を様々な側面から保存・活用することで、魅力を一層引き出し、将来へ継承することを目指します。

上記の目標達成のため、活動の活性化に向けた条件整備や機運の醸成を図るなど支援の拡大に努めるとともに、密接な連携による情報共有に努めます。

また、歴史文化資産の活用は、地域活性化や普及啓発の機会の拡大に寄与する側面がある一方、資産の価値への理解や共有が不足している場合は、資産のき損や滅失に繋がる危険性もはらんでいます。文化財保護行政の立場から活動に関与し、適切な活用について理解と共有を図り、継承へとつなげます。

(4) 文化財保存活用支援団体

平成 31 年（2019）4 月に施行された文化財保護法一部改正により、市教育委員会は、文化財所有者の相談に応じたり、調査・研究を行ったりする民間団体を「文化財保存活用支援団体」として指定できるようになりました。支援団体が取り組む内容は、文化財保護法で次のとおり定められています。

- ・区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。
- ・区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと
- ・文化財の所有者の求めに応じ、文化財の管理等の必要な措置につき委託を受けること。

- ・文化財の保存及び活用に関する調査・研究を行うこと。
- ・その他、文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

本市では現在、文化財保存活用支援団体に指定されている団体は存在しませんが、地域の歴史文化資産の調査・研究や保存・活用に関する取り組みを実施している団体を文化財保存活用支援団体に指定していくことで、地域総がかりでの保存・活用を推進します。

5 計画の実施に向けた会議体

本計画の実施にあたっては、これまで計画作成に関する検討組織であった「岡崎市文化財保存活用地域計画検討部会」を「岡崎市文化財保存活用地域計画推進会議」に改編し、行政内部における計画の進行管理及び連絡調整を行うこととします。特に、活用促進に関しては観光担当課等と連携しながら効果的な事業実施を目指します。

さらに、計画変更に関わる検討事項がある場合や、事業実施に係る懸案事項等がある場合には、「岡崎市文化財保存活用地域計画協議会」のほか、「文化財保護審議会」で専門家の意見を聴取しながら進めていくものとします。措置の実施にあたっては、各種団体や事業者と連携しながら進め、国や愛知県の関係機関と協議しながら事業を実施します。

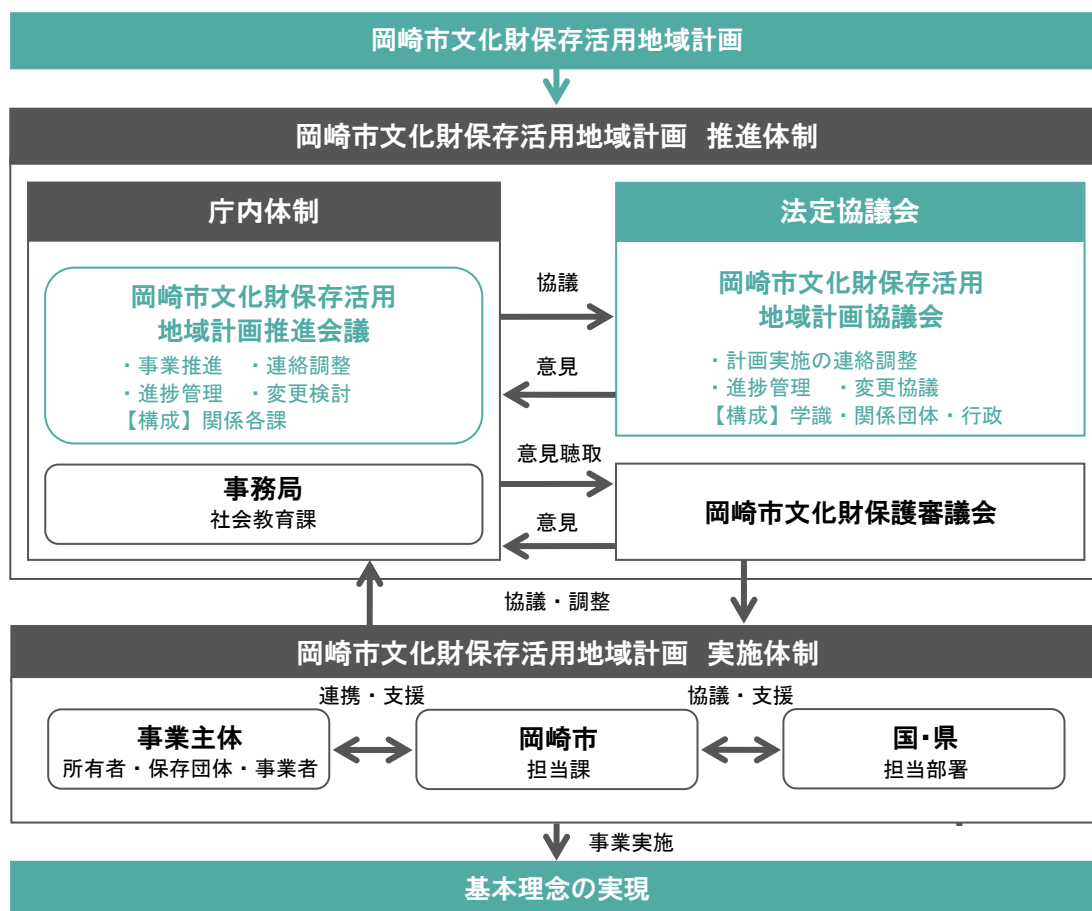


図 8-2 計画の推進体制

岡崎市文化財保存活用地域計画

編集・発行 岡崎市教育委員会社会教育課
岡崎市十王町二丁目9番地

